

(件名)

## 太陽光発電設備の適正導入に係る取組について

(政策推進局総合政策課)

### 1 概要

太陽光発電は、再生可能エネルギー導入拡大の原動力として重要な役割を果たしているが、近年、森林伐採等による災害の発生や環境破壊、景観への影響などの懸念が高まっている。

このため、県では、大規模太陽光発電設備の適正導入を図るための庁内連絡調整会議を設置し、市町の要望にも対応した次の取組を実施している。

### 2 取組内容

#### (1) 県条例に基づく環境影響評価（環境アセスメント）の適用範囲の拡大

県環境影響評価条例に基づく環境影響評価（環境アセスメント）の対象に20ha以上の森林伐採を伴う事業を新たに加える等の規則改正を行い、本年3月1日から施行する。

\*環境影響評価制度……重大な環境影響を回避・低減するため、事業者があらかじめ環境への影響を調査・予測・評価し、環境保全措置を講じる制度

#### <主な改正点>

	事業の種類	第1種事業の要件 (アセス必須)		第2種事業の要件 (アセスの必要性を個別判断)	
					※特定地域
現行	工業団地の造成 ※太陽光発電設備も対象	施行する土地の区域 (造成する土地の面積) 50ha以上		—	土地の形状 を変更する 区域 5ha以上
改正	発電所の建設 【追加】太陽光発電所	太陽光発電 所の用に供 される敷地 50ha以上	森林を伐採 する区域 20ha以上	太陽光発電 所の用に供 される敷地 20ha以上 50ha未満	太陽光発電 所の用に供 される敷地 5ha以上

※特定地域：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で定める特別保護地区 ほか

#### (2) 太陽光発電設備の適正導入に向けたモデルガイドラインの作成

県と市町による検討会を昨年7月に立ち上げ、事業用太陽光発電設備の設置事業者が計画立案段階から撤去・処分に至るまでの間に実施する手続や遵守すべき事項を盛り込んだモデルガイドラインを昨年12月に作成した。

県は、今後、市町において地域の特性に応じたガイドラインを策定していく際に、このモデルガイドラインを活用し支援を行う。

#### <モデルガイドラインの概要>

対象設備	出力10kW以上又は敷地面積100㎡以上の事業用太陽光発電設備
立地を抑制するエリア	立地を避けるべきエリア：自然公園区域、自然環境保全地域 ほか 立地に慎重な検討が必要なエリア：地域森林計画対象民有林 ほか
事前協議	法令に基づく許認可等の手続前の市町との協議、地域住民との調整
設計・施工	関係法令等の遵守 防災・安全面、環境、景観、処分への配慮
維持管理	保守点検計画等の策定・適切管理、事業変更の届出
撤去・処分	法令等に基づく適正な撤去・処分、処分費用の積立

## (3) 県土地利用事業指導要綱による指導の対象の拡大

関係法令が多岐にわたる、施行区域の面積が 5ha 以上（市街化区域等で行われる場合は 10ha 以上）の事業で、都市計画法開発許可が必要な案件のみを対象に、各法令等の許認可のワンストップサービスとして、土地利用事業の指導を実施している。

太陽光発電設備の設置に関しては、これまで指導要綱の対象としていなかったが、昨今の状況を踏まえ、これを指導の対象に追加することについて、検討を行っている。

## ＜対象とする土地利用事業（現行）＞

区 分	内 容
対 象	住宅、工場、研修・研究施設、教育施設、体育施設、遊戯施設、保養施設又は墓園等の建設の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更に關する事業をいう。

## ＜対象とする土地利用事業（改正案）＞

区 分	内 容
対 象	住宅、工場、研修・研究施設、教育施設、体育施設、遊戯施設、保養施設若しくは墓園等の建設又は太陽光発電設備の設置の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更に關する事業をいう。

## 【備考】大規模太陽光発電施設（メガソーラー）を規制する県内市町の条例制定状況

条例（施行（予定）日）	対象となる事業	抑制区域
富士宮市 （平成 27 年 7 月 1 日）	土地に自立して設置する太陽電池モジュールの面積の合計が 1,000㎡を超える設備	自然保全地域、環境緑地地域等
伊東市 （平成 30 年 6 月 1 日）	事業区域が 1,000 ㎡以上かつ 50KW 以上の設備	鳥獣保護区、農用地区域等（市域全域）
下田市 （平成 30 年 10 月 1 日）	事業区域が 1,000 ㎡以上の設備	農用地区域、鳥獣保護区等
伊豆市 （平成 30 年 10 月 1 日）	10KW 以上、事業面積が 1,000 ㎡以上の設備（一部区域は 500 ㎡以上）	景観まちづくり重点地区、森林地区等
松崎町 （平成 30 年 11 月 1 日）	事業区域が 1,000 ㎡以上の設備	農用地区域、砂防指定地等
河津町 （平成 30 年 12 月 1 日）	事業区域が 2,000 ㎡以上の設備	農用地区域、鳥獣保護区等
東伊豆町 （平成 31 年 2 月 1 日）	事業区域が 1,000 ㎡以上の設備	鳥獣保護区、農用地区域等
島田市（準備中） （平成 31 年 6 月 1 日）	1,000kW 以上の設備	定めていない
藤枝市（準備中） （平成 31 年 7 月 1 日）	事業区域が 1,000 ㎡以上又は高さ 15m を超える設備	工業地域以外